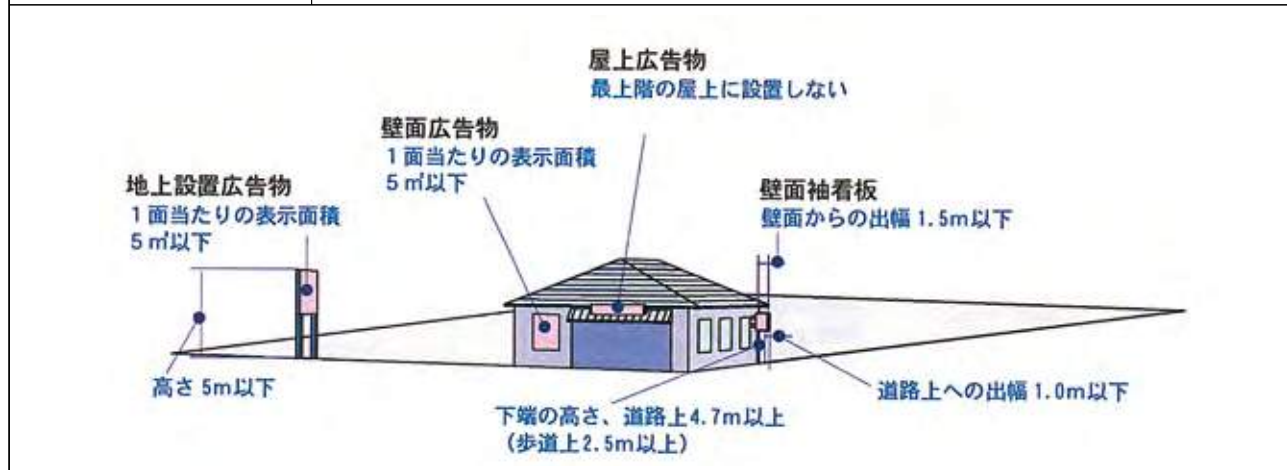


## 14. 規制地域ごとの基準

### 第1種規制地域の基準

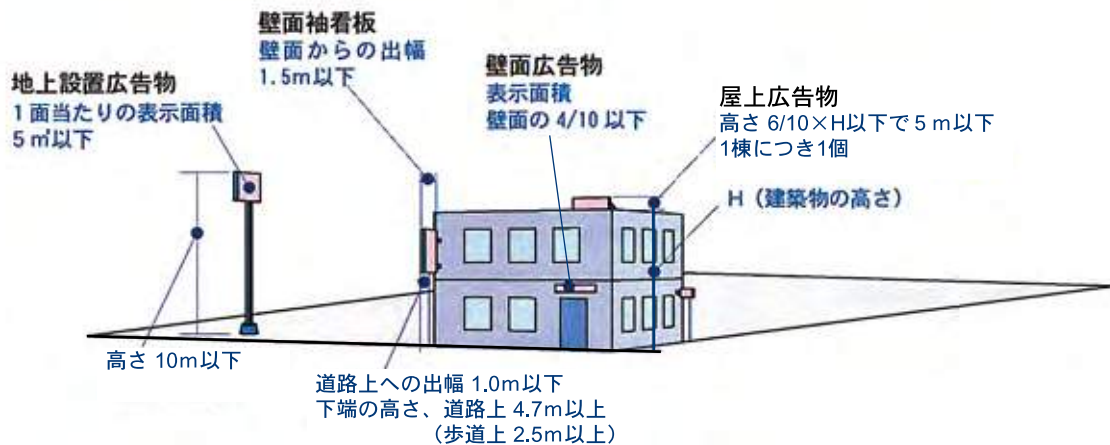
非自己用広告物の設置	禁止	
自己用広告物の設置	10㎡以下	許可申請は不要 (基準以下で設置のこと)
1敷地内の総表示面積	10㎡以下	
広告物の種類	基 準	
屋上広告物 (1建築物当たり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最上階の屋上に設置しないこと。</li> <li>・本体の高さ 建築物の高さの6/10以下</li> <li>・建築物1棟につき1個</li> <li>・建築物から横にはみ出さないこと。</li> </ul>	
壁面広告物 (壁面1面当たり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積 建築物の鉛直投影面積の4/10以下かつ5㎡以下</li> <li>・窓面開口部をふさがないこと。</li> <li>・取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。</li> </ul>	
地上設置広告物 (1基当たり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ5m以下</li> <li>・1面当たりの表示面積5㎡以下</li> </ul>	
壁面袖看板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上端の高さ 建築物の壁面の上端を超えないこと。</li> <li>・下端の高さ 道路上4.7m(歩道上2.5m)以上</li> <li>・壁面からの出幅 1.5m以下</li> <li>・道路上への出幅 1m以下 (道路管理者の占用許可が別途必要です。)</li> </ul>	
案内用広告物	条 件	案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないもの。
	面 積	・1面当たり1㎡以下かつ合計2㎡以下 (2以上の事業所等への案内用広告物にあっては、当該面積に当該事業所等の数を乗じて得た面積以下かつ合計10㎡以下)
	高 さ	・地上からの高さ5m以下
	色 彩	・使用する色の過半は彩度8以下
	材 質	・木又は木質観
	距 離	・案内する事業所までの距離が1km以内
	個 数	・1事業所等について、市の第1種規制地域内に2個以内
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げるものを使用しないこと。</li> <li>・反射光のある素材</li> <li>・動光、点滅照明、ネオンその他これに類するもの</li> </ul>	
その他の広告物	1ページ参照	



## 第2種規制地域の基準

### 第2種規制地域

非自己用広告物の設置	禁止	
自己用広告物の設置	10㎡以下	許可申請は不要 (基準以下で設置のこと)
1敷地内の総表示面積	10㎡以下（1敷地に複数の事業所等がある場合は、事業所等の数に10㎡を乗じて得た面積以下）	
広告物の種類	基準	照明・その他
屋上広告物 (1建築物当たり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本体の高さ 建築物の高さの6/10以下かつ5m以下</li> <li>建築物1棟につき1個</li> <li>建築物から横にはみ出さないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外側の照明の場合は、原則として下向き照射とする。</li> <li>使用する色の過半は彩度15未満とする。</li> <li>次に掲げるものを使用しないこと。</li> <li>反射光のある素材</li> <li>動光、点滅、ネオンその他これに類するもの</li> </ul>
壁面広告物 (壁面1面当たり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積 建築物の鉛直投影面積の4/10以下</li> <li>窓面開口部をふさがないこと。</li> <li>取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。</li> </ul>	
地上設置広告物 (1基当たり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ10m以下</li> <li>1面当たりの表示面積5㎡以下</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>1敷地内にある複数の事業所等が合同で設置する集合看板である場合は、1面当たりの表示面積が事業所等の数に5㎡を乗じて得た面積以下かつ25㎡以下とする。ただし、合計50㎡以下とする。</li> </ul>	
壁面袖看板	<ul style="list-style-type: none"> <li>下端の高さ 道路上4.7m(歩道上2.5m)以上</li> <li>上端の高さ 建築物の壁面の上端を超えないこと。</li> <li>壁面からの出幅 1.5m以下</li> <li>道路上への出幅 1m以下 (道路管理者の占用許可が別途必要です。)</li> </ul>	
その他の広告物	1 ページ参照	



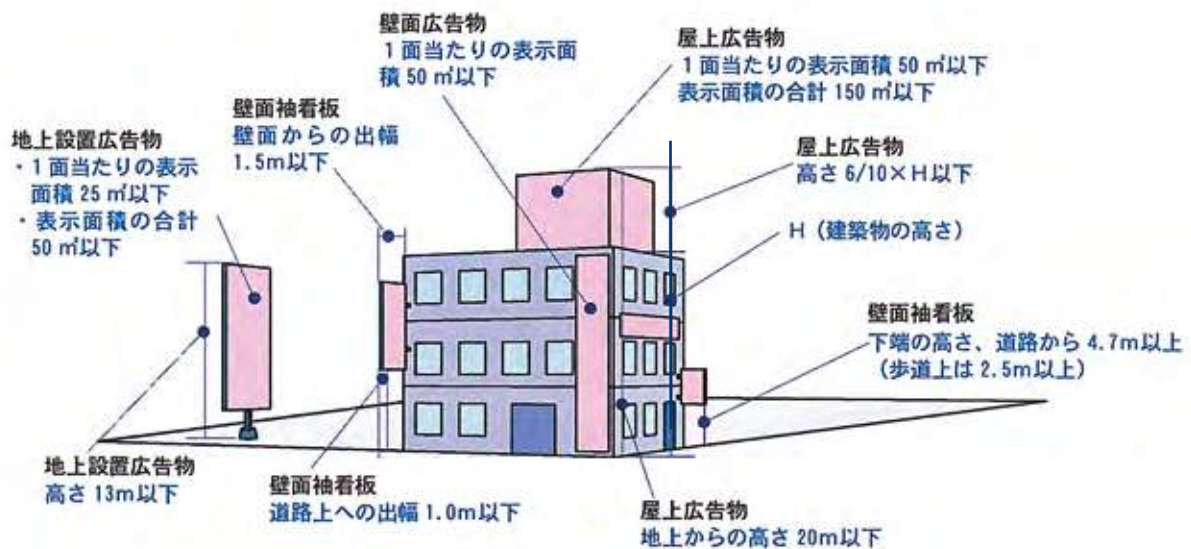
## 第2種規制地域の案内用広告物の基準

※ <b>著名な地点又は            公共的な施設への            案内用広告物</b>  ※「著名な地点」とは、 国土地理院の5万 分の1の地図に名 称が掲載されてい るもの	条 件	案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないもの
	面 積	・1面当たり0.5㎡以下かつ合計1㎡以下 (路線指定による展望規制地域では、1面2㎡以下かつ合計4㎡以下) ただし、2以上の地点、施設への案内用広告物にあっては、当該面積に当該地点、施設の数に乗じて得た面積以下かつ合計10㎡以下
	高 さ	・地上からの高さ5m以下
	色 彩	・使用する色の過半は彩度8以下
	距 離	・案内する公共的な施設までの距離が1km以内(著名な地点は除く。)
	個 数	・1地点又は1施設について、市の第2種規制地域内に2個以内
	その他	次に掲げるものを使用しないこと。 ・反射光のある素材 ・動光・点滅照明・ネオンその他これに類するもの
<b>事業所等への            案内用広告物</b>	条 件	・施設の敷地が本通り等に接していないため、広告物が本通り等から展望できない場合などで、案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないもの
	面 積	・1面当たり0.5㎡以下かつ合計1㎡以下。ただし、2以上の施設への案内用広告物にあっては、当該面積に当該施設の数に乗じて得た面積以下かつ合計10㎡以下
	高 さ	・地上からの高さ5m以下
	色 彩	・使用する色の過半は彩度8以下
	距 離	・案内する事業所等までの距離が100m以内
	個 数	・1事業所等について、本通り等の入口に1個
	その他	次に掲げるものを使用しないこと。 ・反射光のある素材 ・動光・点滅照明・ネオンその他これに類するもの



## 第3種規制地域の基準

非自己用広告物の設置	許可申請が必要	
自己用広告物の設置	敷地全体で15㎡を超える場合は許可申請が必要 (許可申請が不要な場合も基準を満たすこと)	
1敷地内の総表示面積	200㎡以下	
広告物の種類	基準	照明・その他
屋上広告物 (1建築物当たり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体の高さ 建築物の高さの6/10以下</li> <li>・地上からの高さ20m以下</li> <li>・1面当たりの表示面積50㎡以下かつ合計150㎡以下</li> <li>・建築物1棟につき1個</li> <li>・建築物から横にはみ出さないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外側の照明の場合は、原則として下向き照射とする。</li> <li>・使用する色の過半は彩度15未満とする。</li> </ul> <p>市街化調整区域内の非自己用広告物は、次に掲げるものを使用しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・反射光のある素材</li> <li>・動光、点滅、ネオンその他これに類するもの</li> </ul>
壁面広告物 (壁面1面当たり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積 建築物の鉛直投影面積の4/10以下かつ50㎡以下</li> <li>・窓面開口部をふさがないこと。</li> <li>・取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。</li> </ul>	
地上設置広告物 (1基当たり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ13m以下</li> <li>・1面当たりの表示面積25㎡以下</li> <li>・表示面積の合計50㎡以下</li> </ul>	
壁面袖看板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下端の高さ 道路上4.7m(歩道上2.5m)以上</li> <li>・上端の高さ 建築物の壁面の上端を超えないこと。</li> <li>・壁面からの出幅 1.5m以下</li> <li>・道路上への出幅 1m以下 (道路管理者の占用許可が別途必要です。)</li> </ul>	
その他の広告物	1ページ参照	



## 第4種規制地域の基準

非自己用広告物の設置	許可申請が必要	
自己用広告物の設置	敷地全体で25㎡を超える場合は許可申請が必要 (許可申請が不要な場合も基準を満たすこと)	
1敷地内の総表示面積	400㎡以下	
広告物の種類	基準	照明・その他
屋上広告物 (1建築物当たり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体の高さ 建築物の高さの6/10以下かつ13m以下</li> <li>・地上からの高さ40m以下</li> <li>・1面当たりの表示面積100㎡以下かつ合計300㎡以下</li> <li>・建築物1棟につき1個</li> <li>・建築物から横にはみ出さないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外側の照明の場合は、原則として下向き照射とする。</li> <li>・使用する色の過半は彩度15未満とする。</li> </ul>
壁面広告物 (壁面1面当たり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積 建築物の鉛直投影面積の4/10以下かつ100㎡以下</li> <li>・窓面開口部をふさがないこと。</li> <li>・取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。</li> </ul>	
地上設置広告物 (1基当たり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ13m以下</li> <li>・1面当たりの表示面積25㎡以下</li> <li>・表示面積の合計50㎡以下</li> </ul>	
壁面袖看板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下端の高さ 道路上4.7m(歩道上2.5m)以上</li> <li>・上端の高さ 建築物の壁面の上端を超えないこと。</li> <li>・壁面からの出幅 1.5m以下</li> <li>・道路上への出幅 1m以下 (道路管理者の占用許可が別途必要です。)</li> </ul>	
その他の広告物	1ページ参照	

